

議案第8号

大府市職員定数条例の一部改正について

大府市職員定数条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和8年2月24日提出

大府市長 岡村 秀人

大府市職員定数条例の一部を改正する条例

大府市職員定数条例（昭和45年大府市条例第94号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(職員の定数)</p> <p>第2条 職員の定数は、次のとおりとする。ただし、定年前再任用短時間勤務職員の数は、次の各号ごとに、定年前再任用短時間勤務職員の1週間当たりの勤務時間（大府市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年大府市条例第2号）第2条第3項又は第5項の規定により定められた勤務時間をいう。）の総数を、同条第1項に規定する職員の1週間当たりの勤務時間で除して得た数（その数に1未満の端数があるときは、これを切り上げた数）とする。</p> <p>(1) 市長の事務部局の職員（社会福祉事務所の職員65人を含む。） <u>560</u> 人</p> <p>(2)～(8) 略</p>	<p>(職員の定数)</p> <p>第2条 職員の定数は、次のとおりとする。ただし、定年前再任用短時間勤務職員の数は、次の各号ごとに、定年前再任用短時間勤務職員の1週間当たりの勤務時間（大府市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年大府市条例第2号）第2条第3項又は第5項の規定により定められた勤務時間をいう。）の総数を、同条第1項に規定する職員の1週間当たりの勤務時間で除して得た数（その数に1未満の端数があるときは、これを切り上げた数）とする。</p> <p>(1) 市長の事務部局の職員（社会福祉事務所の職員65人を含む。） <u>550</u> 人</p> <p>(2)～(8) 略</p>

改正後	改正前
2～4 略	2～4 略

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。